

武雄市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、武雄市（以下「市」という。）で現在建設している新庁舎 1 階の窓口部門において、来庁者の待ち時間の快適化を図り、窓口サービスの向上をさせること及び新庁舎の案内機能を充実させること並びに市の経費削減を目的とした窓口番号案内表示システム及びフロア案内システム（以下「システム」という。）を無償で設置する事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものとします。

2 事業の概要

(1) 事業名

武雄市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業

(2) 事業内容

別紙「武雄市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

平成 30 年 5 月から平成 41 年 3 月 31 日

(4) 費用負担

設置事業者（以下「事業者」という。）は、民間企業等から広告主を募集し、広告表示モニター等に広告を掲載することで得られる広告収入により、システム及び広告表示モニター等（以下「機器等」という。）の設置及び維持管理の経費を賄うものとし、設置機器等に関して、市は一切の費用を負担しないものとします。また、システムに必要な電気料金を、市に納付をするものとします。

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (3) 租税を完納していること。
- (4) 公告日現在において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 過去 10 年以内に、国又は地方公共団体において、広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業の実績があること。

4 参加手続きのスケジュール

- ・ 公募開始 平成 29 年 7 月 3 日（月）
- ・ 質問書の受付（質疑受付） 平成 29 年 7 月 3 日（月）から 7 月 14 日（金）まで
- ・ 質問回答書の公表（質疑回答） 平成 29 年 7 月 19 日（水）
- ・ 参加表明書等の受付期限 平成 29 年 7 月 21 日（金）まで
- ・ 企画提案書類の提出期限 平成 29 年 7 月 31 日（月）まで
- ・ 企画提案の審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施） 平成 29 年 8 月中旬
- ・ 審査結果発表 平成 29 年 8 月下旬
- ・ 契約締結 平成 29 年 8 月
- ・ 工事協議 平成 29 年 9 月上旬から
- ・ 新庁舎本体工事竣工 平成 30 年 3 月
- ・ 新庁舎供用開始、システム運用開始 平成 30 年 5 月

5 参加手続

(1) 実施要領等の配布

配布期間	平成 29 年 7 月 3 日（月）から平成 29 年 7 月 21 日（金）まで
配布資料	① 武雄市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業公募型プロポーザル実施要領 ② 武雄市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業仕様書 ③ 質問書（様式 1） ④ 参加表明書（様式 2） ⑤ 主要事業実績表（様式 3） ⑥ 企画提案書（様式 4）
入手方法	武雄市役所のホームページからダウンロードするものとする。

(2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、全て質問書によることとし、次の質問書（様式 1）を提出することとします。

受付期間	平成 29 年 7 月 3 日（月）から 7 月 14 日（金）午後 5 時まで
提出方法	電子メールにより、施設整備課のメールアドレスまで送付する。 メールアドレス sisetsu@city.takeo.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成 29 年 7 月 19 日（水）に市ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うものとする。

(3) 参加表明書等の受付

受付期間	平成 29 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）午後 5 時まで
------	--

提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1 武雄市総務部施設整備課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	<p>① 参加表明書（様式2） 事業者の概要がわかる会社概要等のパンフレットを添付すること。</p> <p>② 企業概要 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可</p> <p>③ 主要事業実績表（様式3） 過去10年以内に、国又は地方公共団体において実施した広告付き窓口番号案内表示システム設置事業等のうち、主なもの5件について記載する。 ※契約書等の写し（契約者名、契約期間及び事業の内容がわかる部分のみ）を添付してください。</p> <p>【平成29・30年度の武雄市有資格請負業者名簿に未登録の場合に必要な書類】</p> <p>1 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）</p> <p>2 印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）</p> <p>3 決算書（最新のもの）</p> <p>4 納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税、消費税及び地方消費税：「その3の3」 ・法人事業税、法人県民税：様式第40号の4（イ） ※佐賀県内に事業所等がある場合 ・市税の完納証明書 ※武雄市内に事業所等がある場合

(4) 企画提案書類の提出

提出期間	平成29年7月31日（月）午後5時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1 武雄市総務部施設整備課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類	<p>1 企画提案書（様式4）1部</p> <p>2 企画提案資料10組</p> <p>【提案項目】</p>

	<p>次の事項について、できるだけ詳細に記載すること。なお、様式は任意とするが、A4サイズ（縦・横は自由）で作成すること。</p> <p>①機器等の仕様、設置台数及び操作方法（番号案内システム及びフロア案内システムを別々に記載する。）</p> <p>②広告付き行政情報モニターの表示方法及びイメージ図</p> <p>③フロア案内モニターの表示方法及びイメージ図</p> <p>④機器等の保守、維持管理体制（緊急時の対応方法を含む。）</p> <p>⑤市民サービスの向上が見込まれる機能や設備等に関する独自の提案</p> <p>⑥今までの事業実績</p>
備考	<p>1 企画提案書（様式4）には代表者印を押印すること。</p> <p>2 企画提案資料は、「武雄市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業公募型プロポーザル企画提案資料」と記載した表紙（所定様式）をつけること。</p>

6 評価について

事業者の選定に当たっては、提出された企画提案書類をもとに、プレゼンテーション・ヒアリングを行い、総合的に評価し、最も高い総合評価を得た事業者を契約候補者として選定します。

(1) 選定委員会

- ① 選定を行う委員会は「武雄市新庁舎番号案内表示システム等選定委員会」とします。
- ② 選定委員会構成メンバーは、武雄市職員で構成します。
- ③ 選定委員会会議は、非公開とします。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市ホームページで公表します。

(2) 評価方法及び結果の通知

参加表明書の提出者を対象に、参加資格審査を経て、企画提案書類に関するプレゼンテーションを実施し、ヒアリングを経て、その内容を総合的に評価します。なお、プレゼンテーションと質疑応答はおおむね20分程度とします。（プレゼンテーション10分程度、ヒアリング10分程度）

7 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 評価委員又はその関係者に接触を求めると、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると市が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

8 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。
- (4) 提出された書類は、返却しません。また、武雄市はこの書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときには、契約候補者を選出しない場合があります。

9 問い合わせ先

武雄市総務部施設整備課

住所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1

電話番号 0954-23-9125

Fax 番号 0954-23-3816

E-mail sisetsu@city.takeo.lg.jp